

レベル	0	1	2	3	4
状況	平常時	県内では感染拡大がみられない、またはほぼ収束した状況(緊急事態宣言解除)。	県内では感染拡大が見られないが、他県で感染が拡大している状況。 国により緊急事態宣言が発出された場合。 きらめきプラザの会議室使用制限。	県が特定警戒地域に指定(県内の感染者数が数日~10日で倍化している状況)。 きらめきプラザで感染者が発生し、事務室が使用制限。	きらめきプラザで感染者が複数発生し、閉館もしくは休止要請された状況。 もしくは本会の事務局員が感染した場合。
福祉サービス第三者評価事業 社会的養護施設第三者評価事業	通常どおり	・岡山県並びに全社協へ実施に関し方針問い合わせをする。 ・契約予定並びに契約中の施設へ今後の評価についての意向を確認したうえで、評価の継続もしくは延期を委員会で確認する。 ・新規契約施設(今後契約を予定している施設)並びに問い合わせ施設については、評価実施を一時延期している旨を伝える。	・事業の一時停止(中止を含む)と延期をする。 ・何時を目途に再開するかを速やかに委員会を開催し検討したうえで、契約予定並びに契約中の施設へ伝える。	事業の中止	事業の中止

令和2年4月25日制定

令和2年5月 8日改定